

10月1日は国勢調査の日

—10月1日を基準とした国勢調査が全国一斉に行われます—

国勢調査の基準日

10月1日 午前零時現在

調査対象

町内に住んでいる全ての方・世帯（国籍・住民票に関係なく対象となります。）

回答方法

9月20日までにインターネットによる回答をされたかかった世帯には、9月下旬から国勢調査員により紙の調査票が配布されます。
②指定封筒による郵送記入が済んだ調査票は、
①調査員による直接回収とご相談ください。

国勢調査とは

町が推薦し、総務大臣により任命された方で、「非常勤の国家公務員」となります。富士見町では66名です。調査員には調査で知り得た情報を漏らしてはならないという守秘義務が課せられています。また、調査員は「国勢調

査員証（顔写真入り）」を身につけています。

◆国勢調査をよそおつた「かたり調査」にご注意ください。

国勢調査では、金銭を要求することはありません。また、銀行口座の暗証番号やクレジットカード番号などをお聞きすることはありません。

国勢調査をよそおつた不審な訪問者や、不審な電話・電子メールなどにご注意ください。

【国勢調査とは】
我が国の人口・世帯の実態を明らかにすることを目的として行われる、国の最も重要な統計調査です。

実施時期

5年ごと ※今回の調査は大正9（1920）年の第1回調査以来20回となります。

内容

10月1日現在、日本国内に普段住んでいるすべての人を、普段住んでいるところで調査します。日本に住む外国人も、国籍に関係なく調査の対象となります。

結果

国勢調査から得られる様々な統計は、国や地方公共団体における各種の行政施策を立案するための基礎資料として用いられるほか、国民の共有財産として研究・教育活動・経済活動など幅広い分野で利用されます。

都市計画道路の変更案の縦覧について

問 建設課 都市計画管理係 ☎62-9216

長野県および富士見町では、富士見都市計画道路（役場通り線：県道 立沢富士見停車場線、北通り線：2工区）の変更案を縦覧し、意見書の提出を受け付けます。この変更案は、今年2月にお知らせした「都市計画道路の変更に関する素案の閲覧」を経て作成したものです。縦覧の期間等詳細については次のとおりです。

◆計画案の縦覧

【縦覧期間】 平成27年10月29日(木)～11月12日(木)

※土・日曜日・祝日を除く午前8時30分～午後5時15分

◆意見書の提出

【意見書を提出できる方】 町内在住の方、その他利害関係を有する方

【提出方法】 縦覧場所に用意しております所定の用紙に必要事項を記入の上、縦覧期間中にお持ちくださいか、郵送で提出してください。（郵送の場合は、11月12日必着）

◆意見書の取り扱い

提出された意見の要旨は、長野県都市計画審議会及び富士見町都市計画審議会へ提出し、都市計画決定に関する審議の資料とします。

◆問い合わせ、および計画案の縦覧場所

・長野県建設部 都市・まちづくり課 ☎026-235-7298
・富士見町建設課 都市計画管理係 ☎62-9216

・長野県諒訪建設事務所 整備課 ☎57-2936